

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年2月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 浦川 和久

# 令和5年度(1月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

### 3 監査の実施期間

令和6年1月4日から令和6年1月30日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年11月30日まで(令和5年度分)

令和4年12月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中村 秀 樹（識見監査委員）

浦川 和 久（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## 《教育部》

### (学校教育課)

#### 【指摘事項】

##### (契約事務)

ア 下記単価契約について、起案文書及び契約書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・小中学校教職員健康診断委託契約
- ・学校心臓検診委託契約
- ・教職員健康診断胸部X線・胃部X線健診委託契約
- ・パフォーマンス契約(城内小学校、東宮永小学校、両開小学校)
- ・パフォーマンス契約(大和中学校)
- ・パフォーマンス契約(藤吉小学校、垂見小学校、矢ヶ部小学校、中山小学校、ニッ河小学校)
- ・パフォーマンス契約(柳河小学校、矢留小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、柳城中学校、柳南中学校、大和中学校、三橋中学校)

イ 下記契約の契約保証金について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。

- ・小・中学校校舎ガラス清掃業務委託契約
- ・中学校通知表用クリアファイル物品売買契約
- ・蒲池中学校火災受信機改修工事請負契約

ウ 下記契約について決裁権者が部長となるが、誤って課長としている。

- ・小学校単独給食調理校グリストラップ及び換気ダクト等清掃業務委託契約
- ・小学校 4 校給食室・食堂害虫駆除及び殺鼠施工業務委託契約
- ・小中学校教職員健康診断委託変更契約
- ・小中学校安全指導員業務委託契約

エ 19 小学校遊具点検業務委託契約について下記のものがある。

- ・契約事前伺を会計年度開始前に行っている。
- ・点検業務委託契約であるが、修繕請負条項が設けられている。

オ 昭代第一小学校ちびっこ農園事業賃貸借契約書に自動更新条項が設けられている。

カ 下記契約について、財務規則第 4 条に規定する総務課長及び財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

- ・「学校給食物資」供給に関する契約
- ・学校給食物資納入にかかる物品売買契約

- キ 蒲池中学校火災受信機改修工事請負契約について下記のものがある。
- ・施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。
  - ・工事を先行し、工事完了後に契約締結伺を起案し、契約書を作成している。

**【注意事項】**

- ア 学校教育研究指定事業補助金について、事業完了以前に補助金の額を確定しているものがある。
- イ 城内小学校体育館西側屋根雨漏り改修工事契約について、着工届の「5 現場代理人」及び「6 主任技術者又は管理技術者」の記載がない。
- ウ 外国語指導助手（A L T）派遣業務委託契約書の別添資料 1 を誤記している。
- エ 小中学校学力アップ支援事業非常勤講師業務委託契約について下記のものがある。
- ・契約締結起案文書の決裁日を誤記している。
  - ・覚書の変更前総勤務時間数を誤記している。
- オ 起工伺及び業務完了届に決裁日の記入がないものがある。
- カ 工事完成届に、決裁権者の押印がないものがある。
- キ 80 万円以下の物品（小学校知能検査）購入について、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第 7 条の規定による伺兼依頼書ではなく、起案文書により処理している。
- ク 小中学校卒業記念品購入に係る見積状況調書の見積徴取者名を誤記している。
- ケ 物品購入事務について下記のものがある。
- ・契約締結伺書の起案日、決裁日及び契約日が、見積徴取年月日より前の日付である。
  - ・伺兼依頼書の決裁日が記入されていない。

(柳川学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

特になし。

**【注意事項】**

- ア 令和5年7月27日起案のボイラー用薬剤購入に係る契約締結伺書について、契約日を誤記している。
  
- イ 令和5年度の調理場ピット内蒸気管修理について、施行令第167条の2第1項第5号を根拠として随意契約しているが、適用号数が誤っている。
  
- ウ 委託業務や修繕業務に係る契約について、見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がないものがある。

(大和学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(支出事務)

ア 令和5年6月16日に決定した賄材料費の過年度支出について、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

(契約事務)

ア 令和5年度の機械警備業務委託契約について、契約事務規則第29条第7号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。

イ 令和5年度の排水処理施設等維持管理業務委託契約に係る対価の支払時期について、請求を受理した日から40日以内と記載しているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項に規定する約定期間と合致していない。

**【注意事項】**

ア 修繕業務に係る契約について、下記のものがある。

- ・施行令第167条の2第1項第5号を根拠として随意契約しているが、適用号数が誤っている。
- ・見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がない。

(三橋学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約書中に建設工事請負契約約款に関する記載があるが、同約款が添付されていない。

- ・令和4年度 研修室エアコン交換工事請負契約
- ・令和5年度 洗浄室床修繕その他工事請負契約

イ 下記の契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・令和5年度 機械警備業務契約
- ・令和5年度 調理用機械器具保守委託契約
- ・令和5年度 空調機器保守点検業務委託契約

**【注意事項】**

ア 令和5年度の機械警備業務契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、起案文書に業者特定の原因を記載していない。

イ 委託業務や修繕業務に係る契約について、見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がないものがある。



(人権・同和教育推進室)

**【指摘事項】**

特になし。

**【注意事項】**

ア 令和5年度夏期講座について、講座の周知を講演承諾日より前に行っている。

イ 起案文書について、下記のものがある。

- ・公印使用欄に押印者の押印がない。
- ・決裁日及び施行日の記入がない。

(図書館)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア テレホンスタンド購入について、伺兼依頼書の起案より前に発注依頼を行っている。

**【注意事項】**

ア 旅行命令（依頼）書について、特別承認事項の該当がないものに部長の承認印が押印されている。

イ 物品購入事務について、下記のものがある。

- ・ 検査日が、納品書の日付より前になっている。
- ・ 決裁日の記入がない。

ウ 旅行命令（依頼）書について、復命の記入がないものがある。

### 【全般的共通注意事項】

- ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が誤っているものや契約保証金の取扱いが適正に処理されていないもの等が見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市契約事務規則及び柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。
  
- イ 公文書への記入漏れや記入誤りなど安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが見受けられる。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたい。